

令和7年度 大分県業務改善奨励金

申請手続き変更（簡素化）のお知らせ

大分県業務改善奨励金の申請手続きを令和8年1月5日から次のとおり変更（簡素化）します。

(1) 変更点等 書類の提出が1回のみとなりました。

①国助成金の交付決定報告 ⇒ 報告書及び添付書類の提出が不要になりました。

(変更前) 令和8年1月31日までに大分県へ提出 ⇒ (変更後) 提出不要

※添付書類のうち次の書類は、②の大分県業務改善奨励金申請書兼請求書に添付してご提出ください。

○国助成金交付決定通知書の写し ○誓約・同意書（第2号様式）

②大分県業務改善奨励金の申請（兼請求）

令和8年3月27日（金）までに大分県へ提出 ※3/16より申請期限延長

(2) 申請の流れ（令和8年1月5日～）

国助成金の交付申請

(申請者 → 国)

国助成金を受けるため、賃上げや設備投資等の実施予定内容を記載した交付申請書類を国へ提出する。

事業実施

(申請者)

国助成金で申請した内容の賃上げ、設備投資等を実施する。

国助成金の
実績報告・額の確定

(申請者 → 国)

国助成金で実施した内容の実績報告書を提出し、国から額の確定通知を受ける。

支給申請兼請求

(申請者 → 県)

国助成金の額の確定通知を受けたら、支給申請兼請求書類を提出する。

奨励金の支給

(県 → 申請者)

支給申請兼請求書類の内容を確認し、奨励金の支給額を確定して、申請者の口座へ振込する。